感染症等情報紙
はっする
第108号
平成25年4月9日発行
福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター

中国で鳥インフルエンザ(H7N9)が発生しました！

3月31日にインフルエンザA(H7N9)に感染した患者が発生したことを、世界保健機関(WHO)が公表しました。患者は重症の肺炎と呼吸器感染症等を発症し、死亡や重篤な状況に陥ることも報告されています。感染経路等について調査中ですが、現在のところヒトからヒトに感染するかどうかは不明です。鳥インフルエンザの予防についても標準予防策が有効であるため、その周知徹底をお願いします。

また、医療機関において下記要件に合致する患者を診察した場合は、速やかに別紙様式により最寄りの健康福祉センターへ情報提供をお願いします。

情報提供を求める患者の要件

38度以上の発熱と呼吸器症状を呈し、臨床的または放射線学的に肺病変(例:肺炎または ARDS)が疑われる者であり、発症前10日以内に中国に渡航または居住していた者。

※他の感染症によることまたは病因が明らかな場合を除く

麻しんについて

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律では、麻しんは第5類に分類され、患者を診断した医師すべてに「届け出基準」に基づく1例毎の届出が義務付けられています。つきましては麻しんを疑う患者を診察された場合は麻しんアドバイザーに相談し、その際に麻しんが強く疑われると判断されたときは抗体価検査を実施した場合でも検査結果を待たずに、麻しんの「臨床診断例」として速やかに当センターへ発生届出をお願いします。

また、本県では発生届出があった際は行政検査としてRT-PCRによる遺伝子検査を県費にて実施しています。検体は「咽頭ぬぐい液」「血液(全血)」「尿」の原則3点すべての採取(少なくとも2点以上)が必要となります。検体は発疹出現日を第0病日とし、第5病日以内に採取してください。遺伝子検査は結果が出るまでに1~2日間かかり、結果が出次第御連絡させていただきます。

※遺伝子検査の結果麻しんウィルスが否定された際には届出の取り下げについて御検討ください。

※※麻しん疑い患者を診察してからの流れについては別紙「福井県における麻しん遺伝子検査の実施について」を参照してください。

＜ 若狭地域の麻しんアドバイザー ＞

○原　慶和　医師(公立小浜病院)

○一瀬　亨　医師(いちせクリニック)

腸内細菌科のカルバペネム耐性菌について(医療機関の皆様へ)

海外からの輸入事例が報告されています。感染が広がってはいませんが、院内感染対策を適切に実施してください。(詳細は別添の厚生労働省からの通知を御確認ください。)

福井県感染症発生動向調査速報(第10週H25.3.4～第13週H25.3.30)

2類：　結核症　7名

4類：　レジオネラ症　1名

5類：　風しん　1名、アメーバ赤痢　1名

　　劇症型溶血性レンサ球菌感染症　1名(1名)

＊（　）内は若狭管内の発生

[発信者]
若狭健康福祉センター
地域保健課　　齊藤
TEL：0770-52-1300
FAX：0770-52-1058
ﾒｰﾙ：w-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp
※御意見御感想をお待ちしています。